

○東京都台東区立少年自然の家条例

昭和58年9月30日

条例第29号

(設置)

第1条 すくれた自然環境の中で集団生活を通して、心身ともに健全な少年の育成を図るとともに、区民の健康増進及び余暇活動を促進するため、東京都台東区立少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
東京都台東区立少年自然の家「霧ヶ峰学園」	長野県諏訪市大字上諏訪字角間沢東13338の100

(利用)

第3条 少年自然の家は、次の各号のいずれかに該当するときに利用することができる。

- (1) 区立の小学校・中学校が移動教室等の教育活動を行うとき。
- (2) 区が社会教育活動のために主催する事業を行うとき。
- (3) 区内の少年(学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒)の団体(社会教育登録団体に限る。)で、引率者がいるとき。
- (4) 区内に在住、在勤又は在学する者で構成する団体が社会教育活動又は健康増進のために利用するとき。この場合において、18歳未満の者で構成する団体が利用するときは、引率者がいないなければならない。
- (5) 前各号のほか、台東区教育委員会(以下「委員会」という。)が適当と認めるとき。

(利用の優先)

第4条 前条第1号及び第2号の規定による利用は、委員会があらかじめ定める期間において、同条第3号、第4号及び第5号の規定による利用に優先する。

2 前条第3号の規定による利用は、前項の規定による場合を除き、台東区教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定めるところにより、前条第4号及び第5号の規定による利用に優先することができる。

(指定管理者による管理)

第5条 少年自然の家の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるも

のとする。

(指定管理者の指定)

第6条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他委員会規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により総合的に審査し、少年自然の家の管理を行わせることにつき最適な団体を議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

(1) 事業計画書等の内容が少年自然の家を利用するものに対する最適なサービスの確保に資するものであること。

(2) 事業計画書等の内容が少年自然の家を利用しようとするものの平等な利用を確保するものであること。

(3) 事業計画書等の内容が少年自然の家の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(5) 前各号のほか、少年自然の家の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

3 前2項の規定にかかわらず、委員会は、指定期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合であつて、現に指定管理者に指定されているもの(以下「現指定管理者」という。)から提出させた事業計画書等を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が少年自然の家の設置目的を最も効果的に達成することができると思われるときは、現指定管理者を議会の議決を経て、指定管理者に指定することができる。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 少年自然の家の利用の承認、変更等施設の利用に関すること。

(2) 少年自然の家の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)等の収受、減額又は免除に関すること。

(3) 少年自然の家の利用に係る食事等サービスの提供に関すること。

(4) 少年自然の家の施設、付帯設備及び物品の保全並びに維持管理に関すること。

(5) 前各号のほか、委員会が少年自然の家の管理上必要と認めた業務

(個人情報取扱い)

第8条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利用期間等)

第9条 少年自然の家を利用できる期間は、1月1日から12月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、委員会の承認を得て臨時に休業日を定めることができる。

(利用時間)

第10条 少年自然の家の利用時間は、次のとおりとする。

(1) 宿泊 利用開始日の午後3時から利用終了日の午前10時まで

(2) 休憩 午前10時から午後3時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、委員会の承認を得て利用時間を変更することができる。

(利用の手続)

第11条 少年自然の家を利用しようとする者は、委員会規則で定めるところにより申請し、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、利用を承認しないことができる。

(1) 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 営利を目的とするおそれがあると認めるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号のほか、指定管理者が利用を不相当と認め、委員会にその承認を得たとき。

(利用料金等)

第12条 少年自然の家の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に利用料金を少年自然の家の利用を終了した際に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、委員会の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

3 利用者は、食事の提供を受けたときは、指定管理者に委員会規則で定める額の賄料を、少年自然の家の利用を終了した際に納付しなければならない。

4 利用料金及び賄料は、指定管理者の収入とする。

5 指定管理者は、委員会規則で定める特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は

免除することができる。

(利用の変更等)

第13条 利用者は、利用の変更又は取消しをしようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 利用者は、前項に規定する承認を受けたとき又はその承認を受けることなく利用日に利用しなかつたときは、委員会規則に定める額を指定管理者に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更禁止)

第15条 利用者は、少年自然の家の施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用承認の取消し等)

第16条 指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 利用目的又は利用条件に違反したとき。

(2) この条例若しくはこれに基づく規則の規定又は指定管理者の指示に違反したとき。

(3) 災害その他の理由により、施設の利用ができなくなつたとき。

(4) 利用の承認をした後に、第11条第2項各号の一に該当することが判明したとき。

(5) 前各号のほか、指定管理者が特に必要があると認め、委員会にその承認を得たとき。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、少年自然の家の施設の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 前条の規定により利用の承認を取り消されたとき、又は利用を停止されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第18条 利用者は、少年自然の家の施設に損害を与えた場合は、委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむをえない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

付 則

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条、第5条及び第12条については、昭和59年1月4日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 東京都台東区立霧ヶ峯学園設置条例(昭和35年12月台東区条例第23号)

(2) 東京都台東区立霧ヶ峰学園使用条例(昭和35年12月台東区条例第24号)

付 則(平成元年3月31日条例第17号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

付 則(平成8年3月22日条例第13号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の別表の規定は、平成8年7月1日以降に少年自然の家を使用する者の使用料について適用し、同日前に少年自然の家を使用する者の使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成10年9月25日条例第43号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の別表の規定は、平成11年1月3日以降に少年自然の家を使用する者の使用料について適用し、同日前に少年自然の家を使用する者の使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成12年3月24日条例第31号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の別表の規定は、平成12年7月1日以降に少年自然の家を使用する者の使用料について適用し、同日前に少年自然の家を使用する者の使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成17年6月24日条例第48号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第3条の次に7条を加える改正規定(第6条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前にこの条例による改正前の東京都台東区立少年自然の家条例の規定により台東区教育委員会(以下「委員会」という。)が行った使用の承認等の処分その他の行為又はこの条例の施行の際、現に委員会に対して行っている使用の申請その他の行為で、施行日以後において指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同

じ。)が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後において、改正後の東京都台東区立少年自然の家条例(以下「新条例」という。)の規定により指定管理者が行った利用の承認その他の行為又は指定管理者に対して行った利用の申請その他の行為とみなす。

3 新条例第12条の規定は、施行日以後に東京都台東区立少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)を利用する者について適用し、同日前に少年自然の家を使用する者については、なお従前の例による。

4 施行日前に納付された使用料の還付については、なお従前の例による。

付 則(平成19年10月31日条例第47号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年11月1日から施行する。

付 則(平成23年12月19日条例第29号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年3月29日条例第18号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(令和8年3月26日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都台東区立少年自然の家条例の規定は、この条例の施行の日以後の東京都台東区立少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)の利用について適用し、同日前の少年自然の家の利用については、なお従前の例による。

別表(第12条関係)

区分	利用者の区分	金額	備考
宿泊棟宿泊(1人1泊)	高校生等相当 年齢以下の者	500円	1 3歳未満の幼児は無料とする。以下同じ。 2 高校生等相当年齢以下の者とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。
	その他	1,000円	
ファミリー・ルーム		4,000円	前項の利用料金に1室1泊ごとに加算する。
休憩(1人1回)	高校生等相当 年齢以下の者	50円	
	その他	100円	
テント場宿泊(1張1泊)		1,000円	